

**新潟県条例第77号**

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>母子・父子自立支援員</u></p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p><b>第5条</b> 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額（非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、当該各号に定める額のうち、知事が定める額）の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、<u>母子・父子自立支援員</u>、婦人相談員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>別表</b>（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;"><u>母子・父子自立支援員</u></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">報酬月額</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">109,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<u>母子・父子自立支援員</u>	報酬月額	109,000円	(略)			<p>(目的及び適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次に掲げる職員（以下「特別職の職員」という。）の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>母子自立支援員</u></p> <p>(18)・(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p><b>第5条</b> 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額（非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、当該各号に定める額のうち、知事が定める額）の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、<u>母子自立支援員</u>、婦人相談員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><b>別表</b>（第2条関係）</p> <p>(略)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;"><u>母子自立支援員</u></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">報酬月額</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">109,000円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<u>母子自立支援員</u>	報酬月額	109,000円	(略)		
<u>母子・父子自立支援員</u>	報酬月額	109,000円											
(略)													
<u>母子自立支援員</u>	報酬月額	109,000円											
(略)													

(新潟県地域振興局設置条例の一部改正)

**第2条** 新潟県地域振興局設置条例（平成13年新潟県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

別表第5（第2条関係）			別表第5（第2条関係）		
所掌事務	名称	所管区域	所掌事務	名称	所管区域
保健に関する事務（別表第5の3の所掌事務の欄に掲げる衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち <u>母子家庭等</u> 及び寡婦の福祉に関する事務	(略)		保健に関する事務（別表第5の3の所掌事務の欄に掲げる衛生に関する事務を除く。）並びに福祉に関する事務のうち <u>母子家庭</u> 及び寡婦の福祉に関する事務	(略)	

（新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第3条** 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（関係機関との連携）</p> <p><b>第45条</b> 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子・父子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子・父子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>（支援を行うに当たって遵守すべき事項）</p> <p><b>第113条</b>（略）</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、<u>母子・父子自立支援員</u>、<u>母子・父子福祉団体</u>、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（関係機関との連携）</p> <p><b>第45条</b> 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>（支援を行うに当たって遵守すべき事項）</p> <p><b>第113条</b>（略）</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、<u>母子自立支援員</u>、<u>母子福祉団体</u>、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3（略）</p>

（新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第4条** 新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（関係機関との連携）</p> <p><b>第19条</b> 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、<u>母子・父子福祉団体</u>、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、<u>母子・父子自立支援員</u>、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p>	<p>（関係機関との連携）</p> <p><b>第19条</b> 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、<u>母子福祉団体</u>、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、<u>母子相談員</u>、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。